

健康秋田いきいきアクション大賞表彰要綱

(表彰の目的)

第1条 この表彰は、健康づくりに関する実践活動に積極的に取り組んでいる団体を表彰し、その活動事例を公表することにより、健康づくり県民運動の気運を高め、県民運動を推進することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、「健康秋田いきいきアクションプラン」の趣旨に沿った健康づくりに関する実践活動に積極的に取り組み、その活動が他の模範となる団体及び企業（以下「団体等」という。）とする。

2 前項の団体等は、秋田県健康づくり県民運動推進協議会員（以下「協議会員」という。）、協議会員である団体の構成員とする。

(表彰候補者の募集方法)

第3条 表彰候補者の募集は、協議会員及び協議会員である団体の構成員の自薦によるほか、他薦によるものとする。

(選考の方法)

第4条 表彰者の選考は、別に定める審査基準に基づき行う。

2 表彰者を選考するため選考委員会を置き、その構成は、会長、副会長及び幹事会委員とし、委員長は会長が務める。

3 表彰者は、表彰候補者のうちから選考委員会が別に定める応募書類を基に選考する。

4 表彰者の各賞は、協議会の総会において行うプレゼンテーションを基に、総会に出席した協議会員の投票により選考する。

(表彰の方法)

第5条 表彰の種類は、最優秀賞及び優秀賞とする。

2 表彰は、原則として毎年1回行うものとし、協議会の総会において会長が賞を授与する。

3 表彰者及びその活動事例は、ウェブサイトのほか各種メディアを通じて公表する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月25日から施行する。

令和3年度「健康秋田いきいきアクション大賞」
審査基準

- 1 審査項目と評価の観点は、次のとおりとする。

審査項目	評価の観点
継続性	継続的・定期的に活動が行われ、今後も活動の継続が期待できること
波及性	有効な取組であり、他への波及効果が期待できること
発想性	創意工夫に富んだ特色ある取組であること

- 2 選考委員会は、1に基づき、応募のあった表彰候補者のうちから、活動が優れている3者以内の表彰者を選考する。

- 3 (総会に出席した)協議会員は、1に基づき、2により選考された表彰者に、次表により得点を付ける。

	最も優れている	2番目に優れている	3番目に優れている
得点	3	2	1

- 4 表彰者ごとの得点を合計し、総得点が最も高い者に「最優秀賞」、その他の2者に「優秀賞」を授与する。